

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">調査課における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書（法人税申告書、<u>地方</u>法人税申告書、消費税及び地方消費税の申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある法人（以下「書面添付制度適用法人」という。）については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。 なお、実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。</p> <p>3 （省略）</p> <p>第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第 1 節 （省略）</p> <p>第 2 節 意見聴取の実施</p> <p>1 <u>調査</u>通知前の意見聴取の実施 統括官等は、書面添付制度適用法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知を行わないこととしたときを除き、<u>同法第 65 条第 6 項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）</u>を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、<u>「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第 1 面「1 提示</u></p> | <p style="text-align: center;">調査課における書面添付制度の運用に当たっての 基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書（法人税<u>確定</u>申告書、<u>復興特別</u>法人税申告書、消費税及び地方消費税の<u>確定</u>申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある法人（以下「書面添付制度適用法人」という。）については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。 なお、実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。</p> <p>3 （同左）</p> <p>第 2 章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>第 1 節 （同左）</p> <p>第 2 節 意見聴取の実施</p> <p>1 <u>事前</u>通知前の意見聴取の実施 統括官等は、書面添付制度適用法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第 74 条の 9 に規定する事前通知（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、<u>事前</u>通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、<u>法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 1 面「1 自ら作成</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>を受けた帳簿書類に関する事項</u>欄から第3面「<u>5 総合所見</u>」欄又は「<u>申告書に関する審査事項等記載書面</u>」の第1面「1 相談を受けた事項」欄から第3面「<u>5 総合所見</u>」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 (注) 意見聴取を行わない場合には、その理由を「書面添付制度適用法人管理簿」に簡記する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、<u>調査</u>通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は<u>調査</u>通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来局を依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び<u>調査</u>通知予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来局が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を応接録（別紙2）に記載して統括官等の決裁を了し、税歴簿に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙3の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、<u>応接録</u>と併せて決裁を受ける。</p> | <p><u>記入した帳簿書類に記載されている事項</u>欄から3面「<u>5 その他</u>」欄又は<u>法第33条の2第2項に規定する添付書面</u>の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「<u>5 その他</u>」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 (注) 意見聴取を行わない場合には、その理由を「書面添付制度適用法人管理簿」に簡記する。</p> <p>2 意見聴取の時期、方法 調査担当者は、<u>事前</u>通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は<u>事前</u>通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来局を依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び<u>事前</u>通知予定日を記入する。 (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来局が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を応接録（別紙2）に記載して統括官等の決裁を了し、税歴簿に編てつする。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙3の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、<u>応接簿</u>と併せて決裁を受ける。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡</p> <p>(1) 調査に移行しない場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合</p> <p>② 「<u>申告書の作成に関する計算事項等記載書面</u>」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「<u>5 総合所見</u>」欄又は「<u>申告書に関する審査事項等記載書面</u>」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、調査通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせの写しを税歴簿に編てつする。</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する調査通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する調査通知を行うこととしても差し支えない。</p> <p>6 (省略)</p> | <p>5 意見聴取結果の税理士等への連絡</p> <p>(1) 調査に移行しない場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。</p> <p>① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合</p> <p>② <u>法第33条の2第1項に規定する添付書面</u>の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「<u>5 その他</u>」欄又は<u>法第33条の2第2項に規定する添付書面</u>の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合</p> <p>③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合</p> <p>(注) 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。</p> <p>その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。</p> <p>2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせの写しを税歴簿に編てつする。</p> <p>(2) 調査に移行する場合</p> <p>意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。</p> <p>なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。</p> <p>6 (同左)</p> |

改正後

改正前

別紙1 (省略)

別紙1 (同左)

別紙2

別紙2

別紙2

別紙2

応接録

応接録

| 決裁年月日 | | 部 長 | 次 長 | 特 官・統括官 | 総括主査 | 担当官 |
|----------------------|--|---|-----------|--|------|-----|
| | | | | | | |
| 調査対象法人名 | | 住所 | | 電話 () - | | |
| 相手方 | <small> 代理人又は税理士法人の氏名又は名称 事務所所在地 </small> | <small> 部門 調査第 部 調査第 部門 </small> | | <small> 応接者 氏名 </small> | | |
| | <small> 氏名又は名称 事務所所在地 </small> | <small> 応接方法 来局 電話 その他 </small> | | <small> 応接日時 年 月 日 : ~ : </small> | | |
| 意見聴取の内容 | | | | | | |
| 調査への移行の有無 | | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | 調査通知(予定)日 | | | |
| 意見聴取結果についてのお知らせの送付要否 | | 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> | 送付年月日 | | | |
| 摘要 | | | | | | |

| 決裁年月日 | | 部 長 | 次 長 | 特 官・統括官 | 総括主査 | 担当官 |
|----------------------|--|---|-----------|--|------|-----|
| | | | | | | |
| 調査対象法人名 | | 住所 | | 電話 () - | | |
| 相手方 | <small> 代理人又は税理士法人の氏名又は名称 事務所所在地 </small> | <small> 部門 調査第 部 調査第 部門 </small> | | <small> 応接者 氏名 </small> | | |
| | <small> 氏名又は名称 事務所所在地 </small> | <small> 応接方法 来局 電話 その他 </small> | | <small> 応接日時 年 月 日 : ~ : </small> | | |
| 意見聴取の内容 | | | | | | |
| 調査への移行の有無 | | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | 事前通知(予定)日 | | | |
| 意見聴取結果についてのお知らせの送付要否 | | 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> | 送付年月日 | | | |
| 摘要 | | | | | | |

改正後

改正前

別紙3

別紙3

| |
|----------|
| □□□-□□□□ |
| |
| |
| 様 |

第____号
____年__月__日

国税局
調査第 部長

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地 _____

| | |
|-----|-------|
| 担当者 | _____ |
|-----|-------|

電話 - -

別紙3

別紙3

| |
|----------|
| □□□-□□□□ |
| |
| |
| 様 |

第____号
平成____年__月__日

国税局
調査第 部長

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（____税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納税地 _____

| | |
|-----|-------|
| 担当者 | _____ |
|-----|-------|

電話 - -